



北海道国有林における エゾシカ被害対策



北海道森林管理局
計画保全部
保全課

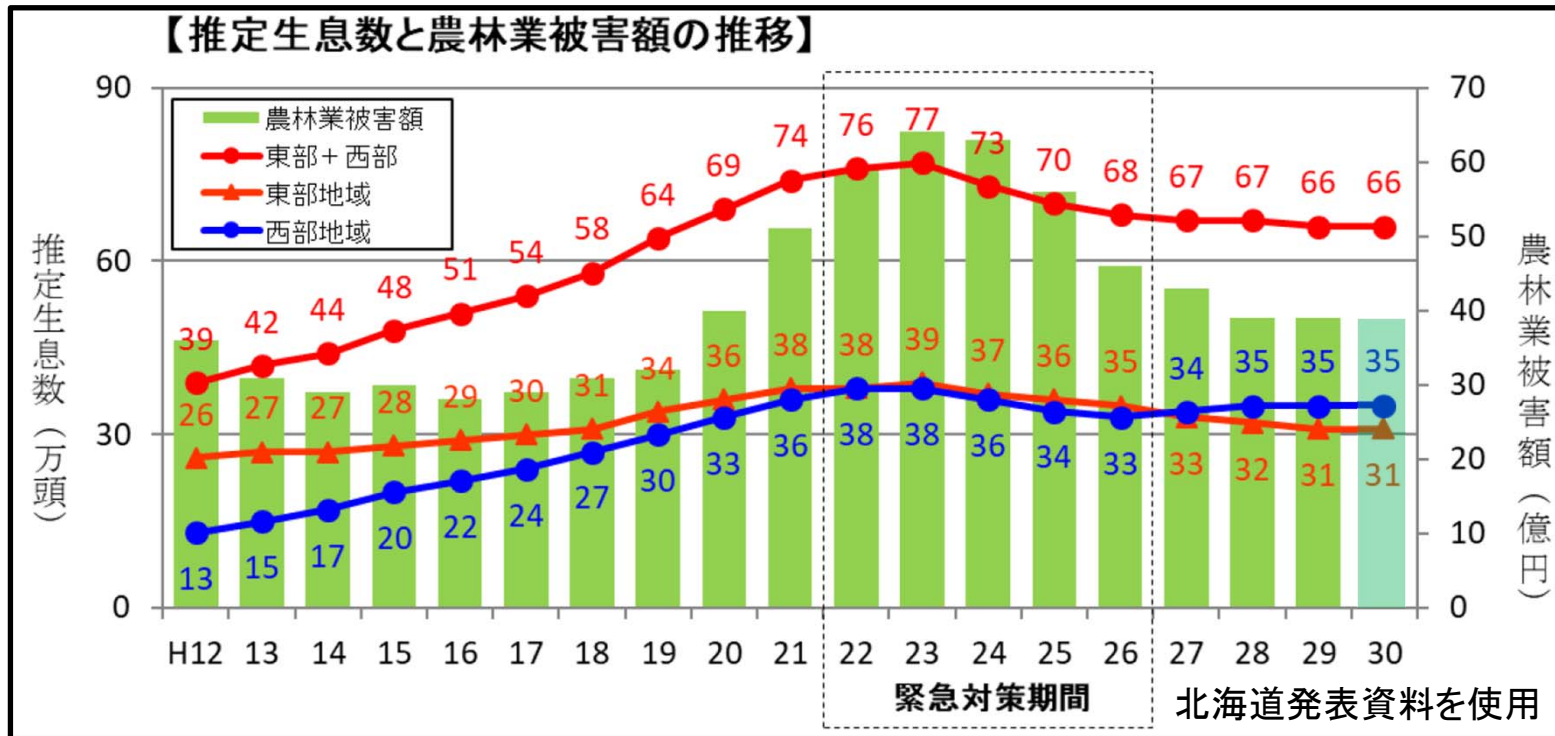
令和2年10月作成



北海道におけるエゾシカの現状

エゾシカによる農林業被害額の推移

- ・平成30年度は29年度に比べほぼ横ばいの38億6千万円



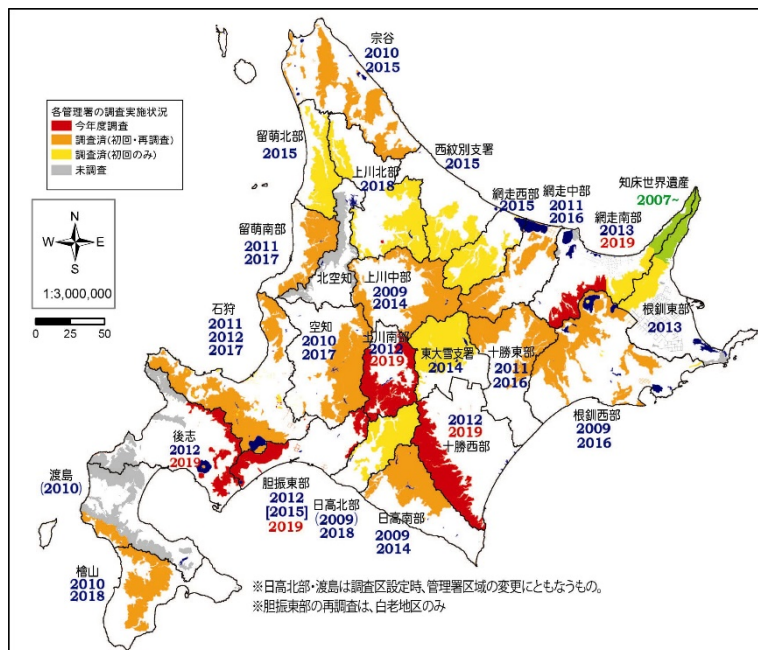
- ・推定生息数は、平成30年度末で約66万頭（※データの蓄積により遡及して修正）
- ・平成30年度捕獲数は約11.2万頭（※前年比1.6万頭減）
 このうち 狩猟による捕獲＝約3.2万頭（※前年比0.8万頭減）
 許可による捕獲＝約8.0万頭（※前年比0.8万頭減）

I エゾシカ被害の実態把握

平成21年度より全道で順次実施している詳細影響調査(エゾシカが森林生態系に与えている影響を科学的かつ詳細に把握する調査)について、全道で延べ349箇所のプロットを設置し、平成26年度からは2巡目の調査を実施。今年度は、網走南部署、根釧東部署、東大雪支署で実施。

また、胆振東部署、日高南部署で、エゾシカの影響を排除した森林の経過を観察するため防鹿柵を設置しての調査を実施。来年度以降の影響について継続調査を実施する。

【令和元年度簡易影響調査担当区別平均評価】



- また、上記調査を補完するため、森林管理署の森林官等によるチェックシートによる簡易影響調査(平成28年度からは冬期の痕跡調査として活用)を実施しており、森林への影響状況の分析データ、越冬地の推測データとして蓄積。
- 簡易調査の結果は捕獲事業等の箇所選定に活用されており、北海道や道総研と連携して影響評価マップ(左図参照)の作成などを行っている。
- 平成26年度より民有林においても天然林の簡易影響調査を実施し、北海道が行う人工林の被害調査と併せて北海道内の森林への影響について網羅的に把握できるよう取り組んでいる。

○簡易影響調査

- ・道内24森林管理(支)署においては、平成22～令和2年度の11年間で約**46,400箇所**の簡易影響調査を実施。
- ・今年度から、北海道森林管理局ホームページにて、WEBマップ上で調査結果を公開している。(公開

URL:https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/hozen/sika/ezosika_kaiityousa.html)

Ⅱ 国有林による捕獲事業(管理型捕獲)の実施

・モバイルカリング等(くくりワナ、巻き狩り含む)

林道除雪後、餌による誘引作業を定期的の実施したうえで、林道を閉鎖して車で移動しながら、車上若しくは道路上から発砲してエゾシカの間引き(捕獲)を行う。

林道を通行止めにすることで、本来禁止されている道路上からの狙撃が可能。

また、くくりわなを併用することで、エサに誘引されたものの日中には出戻らないエゾシカの捕獲を狙う。

◆令和元年度は、石狩署【恵庭市・千歳市】、日高南部署【新ひだか町】、知床センター【斜里町】で実施し、117頭を捕獲

◆令和2年度は、石狩署【恵庭市・千歳市】、日高南部署【新ひだか町】、【】で実施予定



誘引されたエゾシカの確認



囲いワナで捕獲されたエゾシカ

・囲いワナ等による捕獲

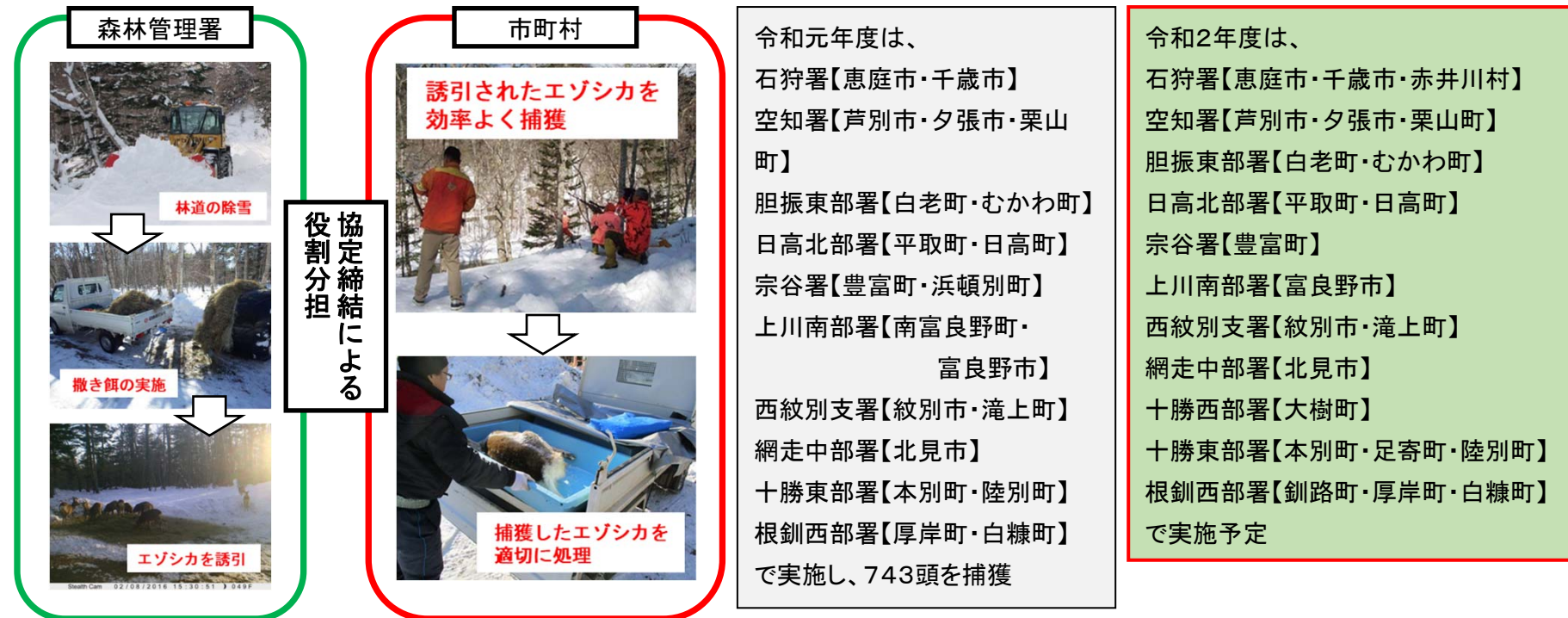
鳥獣保護区や希少野生動物の繁殖地など銃猟による捕獲困難地で、相当数のエゾシカの生息が確認できる箇所を実施。囲いの中に餌を置き、誘引をした個体を生体捕獲。

◆令和元年度は、日高南部署【えりも町】、根釧西部署【釧路市・厚岸町】、根釧東部署【根室市】、十勝東部署【陸別町】、知床センター【斜里町・羅臼町】で実施し、213頭を捕獲

◆令和2年度は、日高南部署【新ひだか町】、上川南部署【南富良野町】、根釧西部署【釧路市・厚岸町・鶴居村】、根釧東部署【根室市】、知床センター【斜里町・羅臼町】で実施予定

Ⅲ 捕獲連携による林道除雪・誘引

国有林内の有害鳥獣捕獲（一斉捕獲を含む）の対象地の林道除雪と餌による誘引を森林管理署等で実施し、捕獲と搬出を市町村が行う協定を締結することにより、エゾシカの捕獲を効果的な方法で計画的に実施。



Ⅳ エゾシカによる森林被害緊急対策のための捕獲実践等事業

令和元年度は、昨年度に引き続き日高北部署管内【日高町・平取町】にて、GPSテレメトリーや自動撮影カメラを活用したエゾシカの動向調査等、モバイルカリング、スノーモビルを使用した捕獲、小型囲いワナ、箱ワナ、くくりワナ等を組み合わせ、エゾシカの有効活用を含めた捕獲実践事業を実施し、19頭を捕獲



スノーモビルを使用した捕獲

V 令和2年度におけるエゾシカ対策の強化

エゾシカ捕獲事業の拡大

- 管理型捕獲(誘引捕獲)事業
- 捕獲連携(役割分担)事業

事業箇所の追加、規模の拡大



ジビエ利用の拡大

- 食肉処理施設との連携
- 捕獲技術の向上



市町村が実施主体となる有害鳥獣捕獲への積極的なフィールド提供

- 市町村との連携
- 一斉捕獲事業との連携



くくりわな等の貸し出し

- 地域協議会、市町村との連携



職員によるくくりわなを使用した捕獲の実施

- くくりわな講習会
- 冬期間における捕獲の実施



VI エゾシカ狩猟者への利便性の向上

○ 入林手続きの簡素化に向けて

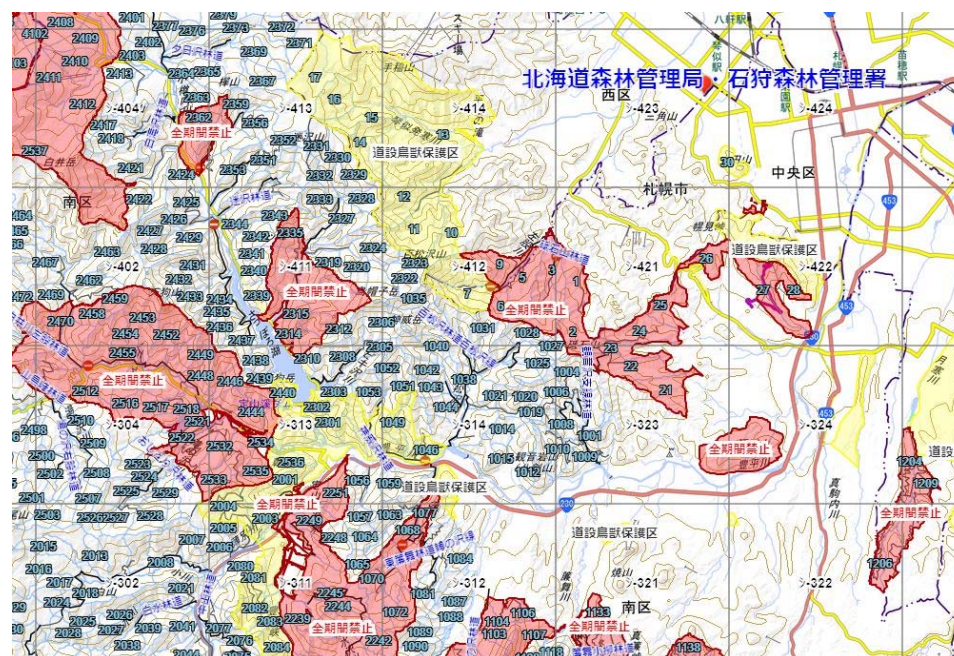
一回の届出で全道国有林への銃猟入林が可能となる「全道一括入林手続き」を実施。昨年度実施していた、入林者への合同説明会は、コロナウィルス感染拡大防止から中止とした。安全狩猟への取り組みは、安全巡視事項の確認書を届出者全員から提出を求めることにより図っている。

確 認 書	
【安全のための遵守事項】 ※各項目をよく読み、チェックボックスに印を付けてください	
1. エゾシカの狩猟期間については、市町村で異なりますので、必ず確認してから狩猟を行ってください。 エゾシカ猟は、市町村ごとの期間を確認し狩猟します。	☐
2. 法令等の遵守、狩猟ルール、マナーの徹底を図り、自己の体調管理に留意のうえ、無理のない狩猟に心がけてください。 法令やマナーを守り無理のない狩猟を行います。	☐
3. 捕獲した鳥獣の残骨やゴミ等は、国有林に捨てずに必ず持ち帰ってください。 残骨等は、絶対に放置いたしません。	☐
4. 各種請負事業の実施箇所などでは、銃猟立入禁止区域として設定していますので、入手した銃猟立入禁止区域図等により、その位置を確認してください。 銃猟立入禁止区域は、出猟の際に必ずホームページ等で確認を行います。	☐
5. 銃猟立入禁止区域として設定していない国有林であっても、臨時的に作業等を実施するための銃猟立入を規制することがあります。この場合には、林道入口や現地周辺に案内標識を設置しています。立入り及び発砲を行わないでください。 臨時に入林規制されている場合は、入林いたしません。	☐
6. 鳥獣の捕獲等を実施する場合には、「銃猟立入証」を入林時に携帯するとともに、「車両入林証」は車両の側面等の見やすい場所に掲示してください。 「銃猟立入証」を入林時に携帯します。また、車両入林の場合は「車両入林証」を掲示いたします。	☐
7. 銃猟立入禁止区域では国有林の職員等が作業を行っている場合があります。国有林外からも含め銃猟立入禁止区域に向けての発砲は行わないよう厳守願います。 銃猟立入禁止区域への発砲は、絶対にいたしません。	☐
8. レクリエーションなどで一般の方が入林している場合がありますので十分ご注意ください。 一般入林者に十分注意します。	☐
9. 林道を通る場合には、交通事故防止に努めるとともに、林道によっては、自然災害等により破損や路面決壊などの通行止の措置を行っているため、通行止の看板等があった場合には、それ以上は入らないようにしてください。 交通事故防止に努め、通行止の指示に従います。	☐
10. 入林にあたっては、落石、滑落、なだれ等の危険箇所に関する情報を森林管理署（支署）に確認し、これら災害に十分注意して入林します。	☐
11. 一般狩猟では、樹生や森林保護のための、国有林野内でのスノーモービルや雪上車の使用は認められません。 スノーモービルでは入林しません。	☐
12. 国有林内では職員等が林野巡視を実施しており、状況に応じて立入禁止区域以外への退出等の措置をとります。 狩猟立入の際は、職員等の指示に従います。	☐
13. 国有林内において、法令等を遵守しないあるいはマナーの悪い場合には、銃猟立入証等を返納していただくとともに、以後の国有林への入林を認めないなどの措置をとります。このため、法令等の遵守、マナーの向上を徹底してください。 法令等を遵守します。守れない場合は、銃猟立入証等を返納するとともに、今後の国有林への入林を受け付けないことに承諾します。	☐
上記の項目すべてについて確認しました。	
確認日 令和 年 月 日	
署名（本人自署）	

○ 銃猟立入禁止区域図の公開

令和元年度から北海道内国有林野及び道有林の銃猟立入禁止区域図を刷新し、WEB版を導入したことにより、全道の状況を一目で確認可能とした。

また、ダウンロード版の図面を公開、これにより携帯電話通信圏外でも現在地等を把握できることとした。



WEBマップは、パソコンのほか、スマートフォンでも閲覧が可能
ダウンロード版の銃猟立入禁止区域図は、アプリ『ArcGIS for explorer』からダウンロードが可能。アプリから『北海道森林管理局』を検索すると公開されている図面が閲覧できる。
アプリケーションはAndroid、iOS等のデバイスに対応している。